

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 15 日 本紙第 5458 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 15 日 政令第 241 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	平成 23 年 2 月 1 日から施行
【制定の根拠】	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 16 条第 1 項、第 23 条の 8 及び第 27 条
【法令のあらまし】	<p>1 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）については、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であって厚生労働省令で定めるものによる運搬を可能にする。（第 40 条の 2 関係）</p> <p>2 1 に規定する容器で運搬する際には、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であって、自動車燃料用アンチノック剤である旨が表示されていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものとする。（第 40 条の 3 関係）</p> <p>3 1 に規定する容器で運搬する際における積載の態様について基準を定める。（第 40 条の 4 関係）</p>
【改正される法令】	毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）